

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(7)

2. 日時

令和5年5月10日(水) 13時30分～14時25分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、  
内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

白神執行役員 品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：参考資料1-1 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

資料2：参考資料1-2 設工認から保安規定への反映項目確認

資料3：参考資料1-3 保安規定における図表の加工事業変更許可申請書及び設工認申請書との反映項目確認

資料4：H-23006 熊取事業所保安規定変更認可申請(本申請)コメント対応整理表(R5/5/8)

時間	自動文字起こし結果
00:00:00	録音を変えさせていただきました。
00:00:03	本日、ヒアリングでは前回、
00:00:07	指摘させていただきました、申請書の変更理由について、確認していく ということで事業者側から説明をいただきたいと思っております。適宜 資料を共有していただきながら、
00:00:19	説明いただければと思いますそれでは、熊取側から説明をお願いいたし ます。
00:00:29	原子燃料工業の岡田です。
00:00:31	佐古、先日の面談で、指摘いただきました点
00:00:37	申請書の変更の理由の、
00:00:43	背朝理由の説明の整理です。
00:00:47	につきましてこの度
00:00:52	まとめまして整理しましたのでそれを説明いたします。変更の理由につ きましては後、本申請の中における変更の理由の、
00:01:04	たてつけについては、事業許可からの踏まえた変更と、あと保安組織 の変更後、
00:01:14	その他記載の適正化という、3、三つの立て付けについては変更はござ いませぬその中で、
00:01:23	事業許可申請書を踏まえた変更としている箇所について、その内訳を指 摘事項、面談の指摘を踏まえまして、
00:01:35	再度事業者の方で整理を今回いたしました。その整理につきましては、 まず基本方針、整理のですね、
00:01:48	基本方針を事業者としての整理いたしましてその整理に基づきまして、 今回
00:01:57	全体を通して見直しております。その方針ですけれども、
00:02:05	旧許可申請書を踏まえた変更。
00:02:10	2a。
00:02:12	当たるものとしましては、事業許可申請書、新規制基準を踏まえた事業 許可申請書の中で、
00:02:21	従前の許可からの変更を、を加えた点、
00:02:26	例えば、核的制限値の値を見直したり、
00:02:32	あと貯蔵能力の値を下げることを、見直したい、そういった点、従前か らの許可からの変更ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:02:43	前田変更と、あと、津新規性基準に基づく事業許可、
00:02:53	A、
00:02:55	事業許可基準規則に基づいて、新たに従前の
00:03:05	規則では
00:03:07	からの追加の要求事項に対応するための、
00:03:12	の安全対策と、に絡むような、
00:03:16	ものについても、今回の事業許可申請書を踏まえた変更。
00:03:23	に該当するという整理をしています。
00:03:26	それ以外について、従前の許可
00:03:33	ですね従前のルール許可されたところのよるものに対して、
00:03:40	記載を明確化すると、少し記載を充実させてつたようなところ、本質的に、
00:03:50	そういう要求事項があのか、変更がないようなものについては、
00:03:59	記載の適正化という、
00:04:04	簡易に整理をしています。同じ考えで、
00:04:09	管理区域等の
00:04:11	図ですね。
00:04:12	ずっと
00:04:14	許可を踏まえて設工認申請書でより詳細に明確にしたということで
00:04:22	してそういったものは、
00:04:24	記載の適正化ということで整理しています。この方針のもとで、
00:04:33	す。整理をして、見直しました。それを補正申請の方で、適切に反映して1億ということで、A、
00:04:44	考えております。
00:04:47	全体の説明は以上です。
00:04:51	はいありがとうございます。
00:04:55	規制庁側から和気の質問をさせていただこうと思います。
00:05:03	まず、今ご説明いただいたところ厚労、
00:05:11	に関連するんですけれども申請書の2ページ目にある変更の理由(1)、
00:05:18	許可を踏まえた変更の内容ですけれども、
00:05:23	こちらでは
00:05:26	許可を踏まえた保安規定に規定すべき事項のうち未反映であった工事等を伴う安全対策を反映することに伴い、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:05:37	関係条項の規定の変更または追加を行う。
00:05:41	当記載されて、
00:05:43	いますけれども、こちら2ページ目。
00:05:52	今のご説明ですと、
00:05:55	その上の2ポツのところに、
00:06:00	こちらで説明ということで、
00:06:08	既許可ですでに記載していた内容に関しては、記載の適正化と整理されるというそういうご説明だったんですかね。
00:06:24	はい。
00:06:26	原子燃料工業の方ですはい整理をしております。
00:06:30	こちらでは未反映であった工事等を伴う安全対策を反映すること。
00:06:37	というふうに書かれていて、
00:06:42	ここの値なんですか、今の御説明の。
00:06:46	そごがあるように思うんですけども、そこはどのように考えてますでしょうか。
00:07:07	原子燃料工業の方です。
00:07:10	申請所に鍵通るさざなみ反映で
00:07:16	たっというところは、これまでの新規制基準に基づく保安規定の変更、一段階目二段階目として、
00:07:27	いた中で、
00:07:31	未反映であった。
00:07:33	範囲という意味で使っております。
00:07:41	見合いであった工事等を伴う安全対策でも、既許可のとき許可という言い方がちょっとよくないのかもしれないけども平成30年3月28日前の許可から、
00:07:52	この平成30年3月28日に許可した内容で変更がなければ、未範囲であったものも、
00:07:58	記載の適正化として整理するっていうそういう理解ですか。
00:08:05	原子燃料工業の方未反映であったもので新規制基準に対応するために、
00:08:12	必要な
00:08:16	好調伴うものと、
00:08:18	白井今まで、新規制基準対応するために新たに要求された事項ですね、そういったものをもう、一部未反映であったものもありましたのでそういったもの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:08:30	ここがこの許可から許可を踏まえた変更点というものにしておりまして、
00:08:38	キー機許可ですね。
00:08:40	従前のきょ、
00:08:42	新規制前の許可、
00:08:46	許可された内容のもの。
00:08:49	で、
00:08:51	その記載のちょっと見直したというようなものについては、この
00:08:57	記載の適正化のほうに、
00:09:00	移動させ、るといことです。
00:09:16	ちなみにちょっと今のご説明いただいた内容にもかかるのかもしれないけどもこの工事等、
00:09:24	を通過、
00:09:26	どういうものを意図してるんですかね。
00:09:28	に今の部分ということなのかもしれないですけども、
00:09:31	改めてご説明いただいてもよろしいですか。
00:09:42	原子燃料工業の岡です。この工事等の報、
00:09:48	について
00:09:49	工事を設工認を踏まえ、に基づく工事のこと。
00:09:55	が、
00:09:56	を意味してます
00:09:58	それ以外にも安全対策、
00:10:01	設置、
00:10:05	殊、重大事故等対策で、
00:10:08	竜巻の対策のためにその資機材を
00:10:13	堅牢なコンテナに入れる等ですね、そういった対策も、ちょっとまだ残ってる部分もありましたのでそういった、その工事を、
00:10:22	設工認の工事を、
00:10:26	要しないようなものを、
00:10:28	いや、先ほどの核的制限値を見直したりだとか、そういう貯蔵能力を適正化したりだとか、そういったものを含めて、
00:10:38	すべて安全対策ということでそれを、
00:10:42	の意味で等々しております。
00:10:53	わかりました今ご説明あったところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:10:57	一番最初にご説明いただいた内容を踏まえると、ちょっと違いがあるように思いますが、だからこの申請書2ページ目の(1)で言ってるのは、
00:11:10	許可を受けた学校事業変更許可申請書を踏まえた保安規定に反映すべき事項のうち、未反映であった設工認を踏まえた工事と、
00:11:20	施設購入を、
00:11:22	の工事を伴わない工事を伴う安全対策を反映することに伴い、
00:11:28	ということなんですよね。
00:11:36	原子燃料工業の後です。
00:11:38	端的に申請書に書いておりますけどその内容になります。
00:11:46	わかりました。とりあえず
00:11:49	(1)の、
00:11:51	御説明について理解しました。
00:11:56	次、変更理由の(3)の考え方について確認したいんですけども、
00:12:01	うん。
00:12:06	上記の他というふうに、
00:12:08	1テーマ12を除いた上で、適宜、記載の適正化を図ると書いてあるんですけどもこの記載の適正化の考え方を確認したくて、
00:12:19	感覚的には、
00:12:21	説明文の整理するとか、誤字脱字を修正するとかてにをはを修正するっていう形で、すでにある記載を、
00:12:30	膨らませるとか、縮めるとか整理し正しくするとか、そういうものが適正化に当たるのかなと思うんですけども、新たに追加させることっていうのは記載の適正化に該当するんですかね。
00:12:53	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
00:13:22	原子燃料工業の岡田です。
00:13:25	そ、この、
00:13:28	記載の適正化を図るという内容につきましてはA、
00:13:34	その後、誤記等の、
00:13:36	修正案の記載を、もともとあった記載を、
00:13:44	実効性のあるように、見直したりだとか、そういったものも、
00:13:49	と。
00:13:50	あと先ほどの説明にもしましたように許可の中で、機器許可ですね、従前の新規制以前の許可においてから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:14:05	許可には記載は、
00:14:07	あったものの、ソフト対応として保安規定の方に明確に定めて、
00:14:16	いなかったようなもの、そういったものを今回の対応で、
00:14:22	保安規定の方に 0 名、
00:14:27	過去にエース定めるといようなものも含めて、
00:14:32	記載の適正化上がるということに整理しています。
00:14:39	はい。ちょっと個人的に気になるのは、保安規定の認可プロセスって何なのかっていうところがちょっと気になって、許可ですでに書いてあるから、保安規定には記載の適正化で、
00:14:51	新たに追加することは、記載の適正化の範疇で入れることができると考えられている、そういうことなんです。
00:15:08	原子、原子燃料工業の岡です。はい。そのように考えて、申請をしております。
00:15:15	脱線しますけど保安規定の認可って、じゃああれですか、許可もすれば、
00:15:22	あんまり意味ないものという認識ってということなんですか。
00:15:28	今のご説明そういうふう聞こえてしまうように、既許可で入っているんで、もう、
00:15:33	本店に入れなくても、
00:15:36	後で記載の適正化に入れることができます許可を受けているのでということになるのかなと。
00:15:47	ちょっと具体論に入らせていただいてよろしいですか。
00:15:53	原子燃料工業でございますはい。承知いたしました。はい。すみません。個別な質問にちょっとこの関係で入らせていただきますけども、まず 33 条の整理を、
00:16:04	20 円いただいてもよろしいでしょうか。
00:16:20	こちらの下にスクロールしていただいて、
00:16:27	こちらの (6) で書かれている内容についてですけれども、
00:16:40	これは従前 5 ポツとして整理されたものが (6) に、
00:16:47	映されてる、そういうことですね。
00:16:53	原子燃料工業内海でございます。はい。本申請では、5 ポツのほうに記載していた内容を
00:17:00	本来、今回こちらの (6) に移動したものでございます。以上です。
00:17:06	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:17:07	あとどこに書くかという整理は、事業者の判断によるかなと思います。
00:17:11	ここうは、
00:17:14	記載の適正化になるんですか。ここの部分の説明をお願いしてもよろしいですか。認可の内容ではここのところは触れられていないのかなと思っています。
00:17:24	おりました、
00:17:25	記載の適正化で入る。
00:17:28	整理をご説明いただいてもよろしいです。
00:17:35	はい。原子燃料工業の内海でございます。こちらの記載なんですけれども、認可の許可に、
00:17:45	こういった2-2領域の7領域におきまして、核燃料物質を取り扱わないことということについての定めがございまして、
00:17:57	新規制基準の保安規定の変更を申請においてですね、
00:18:03	許可の記載をこちらに
00:18:07	明確にするというところで、
00:18:11	変更の理由の(1)過去事業許可を踏まえた変更には当たらず、委員会ですでに数を定められていたものを、
00:18:21	保安規定の方にも追記するというところで
00:18:25	記載の適正化というふうに整理をしてございます。以上です。
00:18:32	保安規定でははあれなんですねこれに関係するような記載が初めてここに登場するっていう理解。
00:18:43	原子燃料工業内海でございます。背景その通りでございます。
00:18:48	わかりました。
00:18:56	すいません規制庁青木です。衛藤。
00:19:00	こちら(3)に整理されてますけども、変更理由(1)で2範囲であった工事を伴うか伴わないかっていうところ。
00:19:08	ではありますけれども、未反映であったものとして(1)整理していて、これ未反映であったわけですねこれって(1)なんじゃないかって、個人的には思うんですけども。
00:19:21	(3)なんですかね。
00:19:29	原子燃料工業内海でございます。
00:19:35	本規定において未反映であったというところについてはその通りでございます、ただですね(1)に(1)の変更理由に含めますのが新規性基準

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



00:19:48	で追加したか否かというところで分けておりました、こちらは
00:19:54	こちらの括弧6の記載は新規制基準以前からあったということで、1には当たらないというふうに判断いたしまして記載の適正化にしております。以上です。
00:20:17	括弧一井の説明のところに、許可を受けた加工事業、
00:20:25	前段のところでのうちのところには新規制基準を踏まえたってということも、
00:20:30	含めた意図になっている、そういうことなんです。
00:20:37	TKC 燃料工業内海でございます。はいその整理で、
00:20:43	こちらの変更理由の分類の方をしていたしました。以上です。
00:20:53	規制庁栗栖少々お待ちください。
00:21:05	規制庁仲野です。
00:21:07	もともと当初申請で(1)で出ていて、
00:21:12	これは設工認において、この処理、
00:21:17	第2は、海外廃棄物じゃないのか、ちょっと家でないのにか何かいろいろとこういう領域とか区画について、
00:21:25	きちんと設計上、正しいことを見たということから、設工認反映してとは理解してたんですけども、このレベルの反映をこれ適正化ですって言われちゃうとですねそもそも、
00:21:38	審査何やってるって話になっちゃうんですね、記載の適正化って、今沖からも言いましたように、
00:21:45	通常今まで書いてあった文字を正しく直すとか、
00:21:48	ちょっと言葉が足りなかったを追加するっていう程度は、記載の適正化で今まで審査使われたけど、
00:21:54	これが久野適正かって言われちゃうと、
00:21:58	そもそも審査なんだろうって話に戻っちゃうんですけど。
00:22:02	端的に言うと、(1)にして欲しいということなんですけどいかがですか。
00:22:09	原子燃料工業、内海でございますはい。ご指摘の点踏まえまして記載の方適切に修正したいと思います。以上です。
00:22:22	はい。中長期です。
00:22:26	ちょっと個別論はまた後程させていただくとして、
00:22:34	を行ってもいいです。
00:22:35	個別論の方が全部行っちゃいますか。うん。37条のところの2ポツ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:22:43	あたりを見ていただいてもよろしいですか。
00:22:58	規制庁青木です音声、聞こえてますでしょうか。
00:23:02	はい。原子燃料工業でございます。
00:23:06	今 30、4 条の 2 ポツ、スキームを移してございます。
00:23:11	はい。ここの 2 ポツ、3 ポツ 4 ポツ 5 交通の
00:23:16	動揺ではないかと考えておりました、
00:23:25	一つずつ、原子燃料工業、はい。
00:23:32	すいません失礼いたしました。発言、すいません。続けてください。飯山さん。
00:23:38	どんだんご説明させていただきますっていうことを伝えようと思ったんですけど、ごめんなさい。香取側のご意見。
00:23:48	五藤様です。
00:23:50	はい、じゃあ、
00:23:52	次行かせていただきますね 45 条を。
00:23:55	括弧 2 を教えてください。
00:24:07	こちらのなお書きのところも、同様の意見と考えております。
00:24:13	次 50 条の 4 歩 II です。
00:24:24	こちらも、
00:24:27	同様に考えております。
00:24:30	続きまして 52 条 4 ポツ目をお願いします。
00:24:40	すいません 52 条 4 ポツのなお書きと 5 ポツ、こちらも同様と考えている。
00:24:49	続きまして 70、70 条の (4) 、
00:24:53	お願いします。
00:25:05	こちら 70 条の (4) 。
00:25:08	の後段と、
00:25:10	(5) 。
00:25:12	もう同様と考えております。
00:25:13	続きまして 74 条の 2 ポツ、
00:25:18	お願いします。
00:25:26	こちらのまた以降のところですけども、ここも同じです。
00:25:33	続きましてちょっとこれは黄色変わりますけど不足なんですけれども、
00:25:53	付則について付則というものを新たに設置しますとこれまでなかったものを付け加えますというのは科学的成果なのかもしれないんですけど、この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:26:02	今回の施行期日というところは、こちら適正化ではないんじゃないかなと、今回のここはそもそもでも理由は要らないんじゃないかなと思って、
00:26:19	続きまして、別図 2。
00:26:22	をお願いします。
00:26:30	あんじゃないと、次ていただいてごめんなさい。
00:26:35	次、この次です。
00:26:39	こちら、新野さんから、
00:26:42	次のページお願いします。
00:26:46	こちらもそうですね。次のページお願いします。
00:26:51	こちらも次のページお願いします。
00:26:56	次のページお願いします。
00:27:01	ここまで衛藤。
00:27:04	設工認を踏まえたという形であるので、ここまで、
00:27:08	同じような考えかなと。
00:27:16	以上が個別の質問になります。
00:27:23	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。はい。
00:28:00	了解。
00:28:10	いや原子炉の向後藤原でございます。
00:28:14	今ご指摘いただいた条文の方についてはですね、そのように変更するように、
00:28:22	変更といいますかそのような形で申請するようにします。補正の方ですね。
00:28:28	ただちょっと議員の方はですねちょっとご指摘あった部分。
00:28:32	す。
00:28:34	ちょっと今回はですねもともと
00:28:38	別図 2-2 でですね 1 枚の図に管理区域の図を示しておいたものをですね、
00:28:47	より明確にするためにですね、追加です。
00:28:54	追加したものを、
00:28:56	でございますので、これについては適正化に当たるのかなと思っているところなんです、いかがでしょうか。
00:29:05	はい。少々お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:30:11	規制庁青木です。すいません規制庁側の確認をしたいんですけども、別図 2 の方は記載の適正化でも、
00:30:21	問題ないのかなと。
00:30:22	別図 3 に関してはちょっと保管場所が変わっているので、これは記載の適正化に入らないような気がするんですけども。
00:30:30	小沢さんの堤さん意見ございますでしょうか。
00:30:42	小澤ですけど、意見ありませんその通りでいいかと思います。はい、わかりました。
00:30:52	規制庁オフィスでは
00:30:54	今、藤原さんからご説明いただいた通り別図 2 関係に関しては、
00:31:01	ただ記載の適正化の整理で問題ないかなと。
00:31:04	ただ別図 3 については、
00:31:07	こちらは、
00:31:09	(1) の整備になるのではないかなと思っております。よろしくお願ひします。
00:31:17	原子燃料工業藤原でございます。
00:31:19	えっとですね、ちょっと基本す、お伝えしてご回答いただいた内容でございますがちょっとお伝えしますとですね、
00:31:29	別図 2-2 のではですね例えば今回新規性で新たにヒハツをもともと防災用にしてたものなんかは新たに、
00:31:41	今回許認可対象ということで、この図の中へこんで、それを両括弧 1 で示してたりですね、その他工事で追加された壁なんかも追加するところでございますが、
00:31:52	その他、明確にした部分とかは両括弧 3 で仕分けて、ここに仕分けていってるわけでございます。
00:32:01	で、ちょっと別図 2 なんかもですね、T 今回 A とさ、先ほどご指摘濃度ここで保全、
00:32:12	いろいろ、名称が今回変わったところとかは該当するんですが、すべてじゃなくてちょっとそこはですねこの別図 2 の、すみません。伊勢さんは、
00:32:22	ちょっと分けきれてないところがあってですね。
00:32:25	あと別図 3 についてもですね実はここを、もともと変更ないどころ部屋名称を追加したとかもあればですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:32:36	ちょっと今回新規制で反映した部分と、すべて開けているところがございますのでこういったところをもう一度きちっとですね、
00:32:46	明確にして、先ほどご指摘あったような形で反映したいと思います。以上です。
00:32:55	はい。
00:32:56	規制庁の沖です。
00:32:58	記載の適正化ということで部屋の名称とかを適正化するっていう観点とかそういう整理であれば、3という整理もちょっとあるのかなと思いますので、ただ、ここ野辺さんの右側の、
00:33:10	保管領域のところが変わってるっていうのは、新たに本店に入れないようになるのかなと思いますのでちょっとそこは、
00:33:17	着地になると考えてますので、それを踏まえて、
00:33:22	再整理をお願いいたします。
00:33:26	はい承知しましたこの辺については当然許可を踏まえた形ですので、そういった形でちょっと選手の方をきちっと分けてですね、
00:33:36	明確にするようにして補正したいと思います。以上です。
00:33:45	はい。続きまして質問、全体的な質問に移らせていただきます。
00:33:52	23条を開いていただいてもよろしいでしょうか。こちらの補足資料。
00:34:07	今回提出いただいたタイミングというのは
00:34:12	ちょっと医師一声ではなかったですけどもまとめて今回出してもらった資料ということで説明させていただきますが、今般、説明していただいた資料、
00:34:21	の中で、各部長の記載が、
00:34:26	書き下したものと、
00:34:30	書き下しないものっていう形で分かれてると思うんですけども、2ポツと4ポツの各部長変更なしとしていますけども、ここの3ポツの、
00:34:40	各部長は書き下した。
00:34:42	変更がされていますけどこの違いっていうのは、
00:34:46	どういうものなんでしょうかご説明をお願いいたします。
00:34:53	原子燃料工業の岡田です。
00:34:57	今回か。
00:34:59	本規定の中で今まで各部長はとしていたものの内訳がですね、
00:35:06	括弧部長。
00:35:08	と書くと、本規定に出てくるすべての部長、すなわち業務管理部長。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:35:16	品質保証部長。
00:35:19	燃料製造部長、環境安全部長、設備管理部長の
00:35:24	五つの部長ですね。
00:35:26	のことをすべて指している。
00:35:29	という。井野が加古という、
00:35:32	乾相田という、
00:35:35	古藤。
00:35:36	その言葉としては読み取りにくいというものが、
00:35:42	ありましたので今回
00:35:45	実際に加古部長と書かれているところに対して、
00:35:53	五つの部長すべての部長が当てはまるかということで整理しました。 で、その当てはまらないものですね。
00:36:02	につきましては、書き下してですね等は、該当する部長だけを書くよう にして各部長のまま残っているところについては五つの部長すべての部 長が当てはまると。
00:36:14	いうことで整理しています。以上です。
00:36:21	規制庁沖です。わかりました。このタイミングで修正いただいたって いうのは
00:36:29	事業者の判断で、
00:36:31	そこを整理しようというふうになされたということなんですかね。
00:36:38	明日、何時ですか。
00:36:47	室井さん。
00:36:53	山田原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:37:18	岩井は、2000、
00:37:24	原子燃料工業の岡です。この、
00:37:29	につきましては、以前、本日申請後にですね面談の中でですね
00:37:39	理科安全管理の第 33 条の部分でですね、同じの括弧部長で出てきてた 時にですね、
00:37:47	1 個の部長が該当してるのかということで、あと今回の本規定の申請に 当たりまして
00:37:56	次、実効性あるかどうか。
00:37:59	運転管理する上で、
00:38:02	適切に
00:38:06	オン、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:38:09	運用していけるかという観点で、
00:38:12	も踏まえまして
00:38:14	このタイミングで、そう、その各部長はということをきちんと、
00:38:19	整理して、明確化したという次第です。
00:38:31	規制庁青木ですありがとうございますわかりました。衛藤内海さんお願いしていいですか。今。
00:38:40	はい。
00:38:41	次、規制庁内海です。青木さんこれ聞こえてます。はい。大丈夫です聞こえてます。
00:38:47	ある。須藤。すいません。青木藤の下の5メートルあった
00:38:54	部加来部長とか部長と書き下す件ですが今岡田さんからご説明とりあえず3月1日のヒアリングで、
00:39:01	こちらからの委員会とかの部分で、瓜生部長が入ってるのかっていうのがわかりにくいねって話をしていたところですけど、同じ日のヒアリングで他市から岡田さんに申しあげましたけどこの件で、こちらとしてはですなまず
00:39:16	各部長中身っていうのが、過分形の中でしっかりと仕分けされていて管理されていけばいいかなと考えてまして、
00:39:23	今、提出を受けている資料を見ますと、適切にそこら辺は管理されてるかなっていうのは、
00:39:31	見えるところなので、こちらとしてはあまり保安規定の中で、ここまで書き雑書き下す必要はないかなと。他社とか見てもですなこれもう比木においては大体各部長とか課長とかして、
00:39:47	下部規定の方分けてるのが大体のパターンですので、
00:39:52	ほぼ、今回守川細かく修正をしようという考えで、説明されてますけど、
00:40:01	この度部分に関してですな従前の通り、加来部長とかのままでいいのかなと、こちらは考えておりますけども、いかがでしょうか。
00:40:18	原子燃料工業の岡です。承知いたしました。
00:40:22	各本規定の方は、従前の通り各歩調ということで申請書の方は、検討いたしたいと思います。
00:40:31	で、今回、書き下したことによりまして
00:40:38	見えてないところも見えてきたというところもありますので、こちらについてきちんと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:40:46	下部規定ですね、等で今後、今後も明確になるような形で進めたいと思います。以上です。
00:40:56	規制庁内海ですよろしく申し上げます。私からは以上で、
00:41:01	はい、規制庁青木です。
00:41:03	続きまして多くの質問の四つ目にありますけれども、今補正申請の準備をしていただいていると。
00:41:11	思いますけれども、こちら、
00:41:14	提出される形式というんですかねその進級形式で当初申請出されてましたけども、
00:41:20	補正申請も新旧形式で出されるというふうに思ってますけども、この場合、新旧というのは、
00:41:28	どういうもので出されるのかというちょっと、
00:41:31	確認しておきたいですね。
00:41:33	補正申請においては、左側の 9、
00:41:37	側には当初申請 2 月 15 日の内容が書かれていて新
00:41:42	新側の方には、補正の内容を含めて、さらに理由という項目があるっていう、
00:41:50	申請形式ということでよろしいですか。
00:41:57	原子燃料工業の岡田です。
00:42:00	次の補正申請のスタイルですけれども申請のスタイルは 70 従前からのスタイルを踏襲ししまして、
00:42:11	申請書のまず本別紙がございまして、その次にですね、
00:42:17	補正。
00:42:19	本申請と補正。
00:42:21	後の状態の補正対照表が、
00:42:25	つきまして、
00:42:28	さらにですね、
00:42:31	本、それ、
00:42:34	ダノンで令和 3 年 3 月 16 日付認可いただいた。
00:42:39	ものとさ、補正後の状態の、
00:42:43	対比、対照表、
00:42:47	案つける 3、3 段構成での紙、申請書のスタイルで考えています。
00:43:15	引地青木です。所長町
00:43:23	いいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



00:43:24	伊勢ちゃん大城です。
00:43:27	いただいたご説明の通りの内容であれば、我々としても問題ないかなと思っておりますけれども一応ナレーション3票の横に理由、
00:43:35	変更理由ものってくるような形で変更理由は見直した形だけ、
00:43:42	が乗ってくるっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
00:43:50	原子燃料工業の方です。補正前後、補正対照表の理由は補正、
00:43:57	の図、その前後の変更した理由ですね。
00:44:03	新旧対照表、要は現行の保安規定と補正後の最終的認可を受けようとする状態の、
00:44:13	新旧対照表の理由は、これ今、本日、話しさせていただいていた内容の、その理由を書くこと。
00:44:23	ということになります。
00:44:28	はい、わかりました。
00:44:30	規制庁仲野です。ちょっと細かい話で恐縮ですが補正対照表の中に、
00:44:35	当初申請と今回の補正の差分が出てくると思うんですけどその時に、
00:44:41	例えば今回、もともと(1)だったものを(3)に変えたものっていうのは、
00:44:47	どういうふうな変更事由の書き方になるんですかね。
00:45:02	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。はい。
00:45:54	原子燃料工業の岡田です。
00:45:57	衛藤。
00:45:58	生体商標の理由の、
00:46:01	欄につきましては
00:46:04	補正申請書の別紙2の中での補正の理由を述べるところがあると思います。側溝に、
00:46:11	出てくる理由と連動させるように
00:46:15	する予定です。で、全体。
00:46:22	その補正の理由は、ほぼ記載の適正化にはなると。
00:46:27	ということ。
00:46:28	にはなると思います。
00:46:31	規制庁仲間です。わかりました。新旧の報告規定の適正化、新旧対照表で、理由は同じっていうことですね。
00:46:59	原子燃料工業でございます少々お待ちいただきましたでしょうか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:47:46	規制庁仲野です。これ、別に
00:47:49	どうしろこうしろって話じゃないので、どう書くのかなと思って聞いた だけなんでそんなに悩まれんだったら別に、大丈夫です。
00:47:55	いいですかね。
00:47:58	原燃工加納目ですはい。
00:48:00	ちょっとこっち、あれですね変更対象。失礼いたしました。
00:48:06	補正。
00:48:07	対照表にはですね
00:48:09	本申請と補正申請での変更理由というのが、
00:48:14	出てきませんので
00:48:17	例えば変、新旧対照表で、
00:48:20	変更理由を、1、(1)から(3)の、
00:48:26	記載の適正化に変えましたといったような変化、変化は補正対象の表記 方では、
00:48:32	ちょっと出てこない、個別には出てこないことになりますけれども別紙 等で、
00:48:37	補正の理由としてどういったものがあるかといったことは説明すること になろうかとは認識しております。以上です。市長の赤間です。了解し ました。
00:48:53	規制庁沖です。以上で質問全体、終わりになりますけど、規制庁が、
00:48:59	重ねて確認したいこと等ございますでしょうか。
00:49:26	てるぞという、また、
00:49:41	すいません衛藤1点確認なんですけれども、
00:49:47	後半申請の施設管理の小伊達の中にあった65条の3だったと思います けれども、
00:49:54	あその項目は当初申請で入ってきていて補正例落ちるっていうことで すけどもそこは
00:50:01	落ちることが明記される方、
00:50:04	G、
00:50:05	ということで理解してよろしいでしょうか。
00:50:12	原子燃料工業の方です。
00:50:17	と、
00:50:20	当初申請で入れてました本申請に対する
00:50:24	ことを定めた65条の3ですね、そちらについて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:50:33	何かなくすということで、
00:50:37	それは補正対照表の中で、
00:50:41	明確になる形で示すことができます。
00:50:46	それとともに 65 条の 3 ということを引っ張っていたところについて は、
00:50:56	きちんと
00:50:57	家、元に戻すように、削るようにしております。以上です。
00:51:02	はいわかりたその流れがわかるようになっていうことですね当初申請と補 正申請
00:51:09	了解しました。
00:51:14	熊取がワー、
00:51:16	何かございますでしょうか。ちなみにその個別論で私一気にご説明しま したけども、
00:51:24	すべて確認できてますでしょうか。
00:51:27	もし必要であればもう一度、
00:51:29	先ほどお伝えしたところ、
00:51:34	お伝えしますけれども、
00:51:36	確認できている、いろいろ
00:51:39	はい。はい。電子燃料工業です。ご指摘いただいた箇所についてはは い。把握しております。
00:51:46	また事業者側からの追加での確認事項もございません。以上です。
00:51:57	長青木です。わかりました。
00:52:02	その他何か確認したいこととかありますでしょうか事業者側から。
00:52:11	はい。原子燃料工業でございます事業者側から他にも、特にございませ ん。女子燃料工業でございます。何をやる時とございませぬします。
00:52:23	はい、規制庁です。ではこれでヒアリングを終わりにさせていただこう と思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。